

JSHCT/JDCHCT 産学協同研究推進協議会 規約

第1条（目的・設置）

一般社団法人日本造血細胞移植学会（以下、JSHCT）と一般社団法人日本造血細胞移植データセンター（以下、JDCHCT）は、企業との適切な産学協同研究を推進することで、造血細胞移植および細胞治療の領域における研究活動を活性化し、よってこの領域の医療の向上に寄与することを目的にJSHCT/JDCHCT産学協同研究推進協議会（以下、本協議会）を設置する。

第2条（事業）

本協議会は、第1条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 1) 企業からJSHCT/JDCHCTに提案された産学協同研究の審査
- 2) JSHCT/JDCHCTから企業に提案する産学協同研究の検討
- 3) その他、前2項に関わる必要な事業

なお、企業からの産学協同研究の申請方法、審査方法等については別に定める。

第3条（審査・検討の基準）

本協議会は、第2条1) または2) に示す産学協同研究について審査・検討を行う際、当該研究に「社会的・科学的な意義が認められるか否か」を判断基準としてその実施可否を判定する。

第4条（組織）

本協議会は以下の常任委員および非常任委員で構成し、協議会長はJSHCT理事長が務める。なお、協議会長はJSHCT理事長が委嘱し、委員は協議会長が委嘱する。

1) 常任委員

JSHCTより理事長、副理事長、臨床研究委員会委員長、造血細胞移植登録一元管理（WG管理）委員会委員長、

JDCHCTより代表理事、センター長、造血細胞移植登録一元管理委員会委員長

2) 非常任委員

以下より1名以上に委嘱する。

- ① 第2条に規定される産学協同研究の審査・検討に際し、対象となる研究内容に該当するJSHCTワーキンググループ（以下、WGという）の責任者
- ② 当該研究の審査・検討に際し、協議会長が必要と認める者

第5条（非常任委員の任期）

非常任委員の任期は、協議会長の委嘱した日から以下の1) または2) の日までとする。

- 1) 第2条1) の審査により当該産学協同研究の実施が承認または不承認とされた日
- 2) 第2条2) の検討により企業へ提案した当該産学協同研究が当該企業により承認または不承認とされた日

第6条（会議）

協議会長は、第2条1) または2) に示す産学協同研究の提案があった場合または本協議会で協議すべき事案が生じた場合、速やかに会議（WEB会議、電話会議を含む）を招集する。議事運営に関しては別に定める。

第7条（秘密の保持）

協議会の委員は、会議で知り得た秘密を本協議会委員以外の者に漏らしてはならない。ただし、当該産学協同研究の申請者、提案者が許諾した場合はこの限りではない。

第8条（報告）

協議会長は、協議会で審査・検討した産学協同研究の概要および審査結果その他決議した事項をJSHCT理事会、JDCHCT理事会に報告する。

第9条（改廃）

本規約の改廃は、本協議会の決議によって改廃内容案が決定・起案された後、JSHCT理事会およびJDCHCT理事会の承認によって確定されるものとする。

第10条（雑則）

本規約に定められていない事項で、本協議会が所掌すべき内容の案件が生じた際には、各委員は誠意を持って協議し、対処すること。

付則

2020年12月13日施行